

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人美しの里 特別養護老人ホーム梨花 従来型	埼玉県東松山市東平六百五十六番地一
老人ホーム	社会福祉法人美しの里 特別養護老人ホーム梨花 ユニット型	埼玉県東松山市東平六百五十六番地一
老人ホーム	社会福祉法人共愛会 特別養護老人ホーム 木犀館	埼玉県羽生市下川崎千四百六十六番地四